

「地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業」技術提案公募実施要領

1 提案を求める業務の内容

- (1) 業務名
令和7年度地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業
- (2) 業務内容
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月27日まで
- (4) 委託金額（見積上限額）
4,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格

技術提案に参加する者に必要な資格（以下「技術提案参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人である場合は、次の各号を満たすこと。
 - ア 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと（役員についても当該条件を満たすものであること）。
 - エ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - カ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと（納税の猶予を適用されている場合を除く。）。
 - キ 岡山県税を滞納していないこと（納税の猶予を適用されている場合を除く。）。ただし、岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人は、本店所在の都道府県税を滞納していないこと。
 - ク 単独の法人である場合は、生活機能に関するサービスを提供している者であり、コンソーシアムで参加する場合は、構成員に生活機能に関するサービスを提供している者が含まれていること。
- (3) 委託業務終了までの間、モデル構築のための検証の実施対象となる地域（以下「対象地域」という。）、当該対象地域が所在する市町村、岡山県県民生活部中山間・地域振興課等の関係機関との連絡調整が随時行えると判断できること。

3 業務上の留意事項

特段の理由がなく仕様書に沿った業務が遂行されなかった場合は、契約を解除し、概算払いがある場合は、双方の協議により、その金額または一部を返還するものとする。

4 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、技術提案参加希望者は事前に参加意思確認のため、技術提案公募参加表明書（様式1）を提出する。その上で、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和7年7月11日（金）～令和7年7月29日（火）（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
(2) 技術提案の参加表明書の提出	<p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・技術提案公募参加表明書（様式1） 1部・岡山県税に滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 1部・消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 1部・会社（法人）の概要がわかるもの 1部 <p>※コンソーシアムによる参加の場合は、上記について構成員すべての書類、及びコンソーシアム協定書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・技術提案の概略（様式任意） A4判1枚程度 <p>○提出期間</p> <p>令和7年7月11日（金）から令和7年7月29日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>○提出方法</p> <p>持参又は郵送等（書留郵便等その他これに準ずる方法によるものとし、上記の提出期間までに必着のこと。期限後の提出はいかなる理由であれ受付しない。）</p>
(4) 参加資格通知予定日	令和7年8月1日（金）
(5) 質疑の受付期間	令和7年7月11日（金）から令和7年7月28日（月）（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで 「地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築業務」に係る技術提案質問票（様式2）をFAX又は電子メールとすること。なお、送信後は、電話で着信を確認すること。また、電話又は口頭による質疑には応じない。
(6) 質疑の回答方法	質疑をとりまとめ、中山間・地域振興課のホームページに掲載する。なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公平な審査の実施の観点から受け付けない。

(7) 質疑の回答予定日	令和7年7月31日(木)
(8) 技術提案書提出期限	令和7年8月7日(木) 午後5時(必着)
(9) 提案者プレゼンテーション	令和7年8月中旬 ※プレゼンテーションの日時、場所等詳細は、技術提案公募参加表書提出者に別途通知する。
(10) 審査	審査は、岡山県県民生活部内に設置する審査委員会において、提出書類及び提案者プレゼンテーションにより行う。 ただし、審査方法については、プレゼンテーションによらず書類審査に切り替える場合がある。書類審査に切り替える場合は、別途連絡する。
<p>○提出先及び問い合わせ先</p> <p>岡山県県民生活部中山間・地域振興課 活力創出班 担当：高岡 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 電話：(086) 226-7267 (直通) FAX：(086) 224-6195 E-mail：chusankan@pref.okayama.lg.jp</p>	

5 技術提案書等の作成、提出方法

(1) 作成方法	<p>ア 技術提案書は任意様式により作成すること。また、提案書の表紙には「地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業」と記載し、併せて提案者を記載すること。</p> <p>イ 用紙の大きさはA4判、横書きとする(図表等は必要に応じ、A3版の折り込みも可とする。)</p> <p>ウ 提案書は20ページ以内とする。</p>
(2) 提出方法	<p>ア 計7部提出すること。</p> <p>イ 令和7年8月7日(木)までに持参又は郵送により提出すること。</p> <p>※持参の場合の受付は、午前9時から午後5時(土、日曜日、祝日は除く。)までとし、書留郵便等その他これに準ずる方法によるものとし、上記イの提出期間までに必着のこと。期限後の提出はいかなる理由であれ受付しない。</p>
(3) その他の書類	<p>ア 見積書及び積算内訳(任意様式)を7部提出すること。</p> <p>※見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。</p> <p>※明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。</p> <p>イ 本事業により構築した仕組みをテスト運用した際の収支見込書(任意様式)を7部提出すること。</p> <p>※収入に関しては可能な限りその積算方法を示すこと。</p> <p>※テスト運用の際に、提案者自らが負担する経費も記載すること。</p> <p>※支出には仕様書で示す委託対象経費にあたる部分を明確に</p>

	<p>した上で一切の支出を計上すること。</p> <p>ウ 提案者（コンソーシアムによる参加の場合は構成員すべて）に係る決算書（直近1期分）を各7部提出すること。</p>
(4) 技術提案等に係る留意事項	<p>ア 技術提案公募参加表明書（様式1）に掲げる対象想定地域（以下「対象想定地域」という。）や、対象想定地域が所在する市町村の意見等を確認するため、提出された書類一式を当該市町村、対象想定地域へ審査前に提供し、意見を求めることがある。</p> <p>イ 技術提案公募参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者又は参加者の負担とする。</p> <p>ウ 提出された技術提案公募参加表明書及び技術提案書等は返却しないこととする。</p>

6 技術提案書等に記述する内容

(1) 技術提案書	<p>技術提案書作成にあたって特に提案を求めるポイントは以下のとおり。</p> <p>ア モデル構築について、体制や現状を勘案の上、具体的な生活機能確保のための仕組みと効果測定方法を提案すること。 ※地域と提案者との協働（役割分担）のもと、具体的にどのような仕組みを構築し、どの生活機能を確保し、効率的で持続可能なサービスが実施できると考えられるか可能な限り数値等を用いて具体的に示すこと。</p> <p>イ これまでの関連業務の実績を示すこと。</p>
(2) 業務全体の実施体制とスケジュール	<p>ア 本業務を実施するための実施体制について、職名、職員数、役割分担等を記述すること。</p> <p>イ 業務全体のスケジュールを記述すること。</p>
(3) 見積書	<p>見積書について、それぞれ次の項目について記載すること。</p> <p>ア 提案者が地域との調整や、協働した効率的な仕組みの構築に必要な人件費、旅費、消耗品費、通信費、印刷製本費等</p> <p>イ 仕組みの構築にあたり、地域が必要とする報償費、旅費、消耗品費、通信費、広告費、借り上げ料等</p> <p>ウ 旅費は、対象地域を想定し算定すること。</p>

7 審査方法等

(1) 審査方法	<p>中山間・地域振興課内に庁内の関係部署、関係機関等で構成された審査委員会を設置し、市町村の意見等を踏まえて次の事項の審査内容に基づき審査を行い、優秀な企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。</p>
(2) 審査内容 (※主な審査の視点)	<p>ア 対象想定地域の現状等を十分に考慮したものか。</p> <p>イ 対象想定地域の生活機能確保に向け、地域と協働して将来的に、効率的で持続可能なビジネスモデルとして期待できる仕組みが構築されているか。</p> <p>ウ 効果測定の方法は明確になっているか。</p>

	エ より効率的、効果的に生活機能を確保する手法等、独自の提案はあるか。
(3) 提案者への採否通知	令和7年8月中に、提案者全員に通知する。

8 契約に関する事項

- (1) 上記7で選定された者と随意契約による委託契約の締結手続を行うこととする。
- (2) 契約の締結に当たり作成する仕様書は、提出された技術提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されないものとする。
- (3) 仕様書作成のため、技術提案書の選定後に業務の具体的な実施方法について技術提案を求めることがある。
- (4) 委託契約の締結に当たっては、業務委託契約書を作成することとする。
- (5) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定によるものとする。
- (6) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示された事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 その他の留意事項

- (1) 技術提案者は複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を上記4の「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 技術提案者は、技術提案書の提出をもって、「地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業」技術提案公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 技術提案書の提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (5) 提出された技術提案公募参加表明書及び技術提案書等は、技術提案の選定手続以外に、提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出された技術提案書に係る権利は、岡山県に帰属することとする。
- (7) 技術提案の選定結果は、岡山県ホームページ等に公表される場合がある。
- (8) 技術提案公募参加表明書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、当該技術提案公募参加表明書及び技術提案書等を無効とする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (10) 県は本事業に効果が認められ、令和8年度以降に必要な予算措置がされた場合

は、令和7年度の受託者と随意契約を結ぶことができる。

- (11) この技術提案実施公告の内容について変更がある場合は、下記の岡山県中山間・地域振興課のホームページにその旨を掲載する。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>